

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和 5 (2 0 2 3) 年度補正予算概要 -----	1 ~ 10
2 令和 6 (2 0 2 4) 年度予算概要 -----	11 ~ 30
3 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子 (企業局所管分) -----	31 ~ 32
4 函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例の骨子 ---	33 ~ 34

1 令和5(2023)年度補正予算概要

【水道事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補 正 額	備 考
収 入	企 業 債	54,500	原水及び浄水施設事業費企業債の減 △ 8,300千円 配水施設事業費企業債の増 62,000千円 東部地区水道施設事業費企業債の増 800千円
	出 資 金	40,200	出資金の増 40,200千円
	国 庫 補 助 金	80,400	国庫補助金の増 80,400千円
	工 事 補 償 金	△ 6,832	工事補償金の減 △ 6,832千円
	計	168,268	
支 出	給 与 費	△ 1	職員の変動およびその他の減 △ 1千円
	消費 税 及 び 地 方 消費 税 納 付 税 額	△ 10,536	消費税及び地方消費税納付税額の減 △ 10,536千円
	雑 支 出	44	その他雑支出の増 44千円
	水 道 事 業 建 設 改 良 費	190,197	原水及び浄水施設事業費の減 △ 9,881千円 配水施設事業費の増 204,216千円 東部地区水道施設事業費の減 △ 4,138千円
	温 泉 事 業 建 設 改 良 費	△ 253	温泉供給設備事業費の減 △ 253千円
	計	179,451	

(2) 収益的収入及び支出
支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
水道事業費用	4,697,508	△ 10,493	4,687,015	
水道事業 営 業 費 用	4,295,288	△ 1	4,295,287	退職給付費を補正
営 業 外 費 用	277,221	△ 10,492	266,729	納付税額およびその他雑支出を補正

当年度純損益 31,443千円

(3) 資本的収入及び支出

収 入

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資 本 的 収 入	1,814,457 ^{千円}	168,268 ^{千円}	1,982,725 ^{千円}	
企 業 債	1,152,000	54,500	1,206,500	企業債を補正
出 資 金	71,867	40,200	112,067	出資金を補正
国 庫 補 助 金	143,733	80,400	224,133	国庫補助金を補正
工 事 補 償 金	377,154	△ 6,832	370,322	工事補償金を補正

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資 本 的 支 出	3,468,011 ^{千円}	189,944 ^{千円}	3,657,955 ^{千円}	
建 設 改 良 費	2,350,844	189,944	2,540,788	水道事業建設改良費および温泉事業建設改良費を補正

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,675,230千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額161,721千円、過年度分損益勘定留保資金816,507千円及び当年度分損益勘定留保資金697,002千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額 △ 78,143千円

累積財源過不足額 3,243,122千円

(4) 継 続 費

補 正 前		補 正 後	
事 業 名	旭岡浄水場整備事業	事 業 名	旭岡浄水場整備事業
総 額	<u>95,985千円</u>	総 額	<u>84,834千円</u>
年 割 額	令和5年度 <u>761千円</u>	年 割 額	令和5年度 <u>639千円</u>
	令和6年度 <u>95,224千円</u>		令和6年度 <u>84,195千円</u>

(5) 企 業 債

補 正 前	補 正 後
限 度 額 <u>1,152,000千円</u>	限 度 額 <u>1,206,500千円</u>

(6) 業務の予定量
主要な建設改良事業

補 正 前	補 正 後
水道事業配水管 <u>5,364メートル</u>	水道事業配水管 <u>6,256メートル</u>
温泉事業供給管 <u>790メートル</u>	温泉事業供給管 <u>809メートル</u>

令和5(2023)年度函館市水道事業会計予算(補正後)

(1) 収益的収入及び支出

収	入	支	出	備	考
水道事業収益	千円 4,880,179	水道事業費用	千円 4,687,015	内部留保資金(減価償却費等)	
水道事業収益	4,484,980	水道事業費用	4,295,287	1,403,923千円	
温泉事業収益	91,429	温泉事業費用	82,006		
売電事業収益	51,842	売電事業費用	34,236		
営業外収益	251,928	営業外費用	266,729		
		特別損失	757		
		予備費	8,000		
		差引	193,164		

当年度純損益 31,443千円

(2) 資本的収入及び支出

収	入	支	出	備	考
資本的収入	千円 1,982,725	資本的支出	千円 3,657,955	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,675,230千円は、	
企業債	1,206,500	建設改良費	2,540,788	当年度分消費税及び地方消費税	
出資金	112,067	企業債償還金	1,117,167	資本的収支調整額	
固定資産売却代金	421			161,721千円	
国庫補助金	224,133			過年度分損益勘定留保資金	
他会計負担金	69,282			816,507千円	
工事補償金	370,322			当年度分損益勘定留保資金	
				697,002千円	
				で補てんするものとする。	
差引	△1,675,230				

当年度財源過不足額 △ 78,143千円

累積財源過不足額 3,243,122千円

【公共下水道事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補正額	備 考
収 入	他会計負担金	8,764 ^{千円}	一般会計負担金（収益的収入）の増 8,019千円 一般会計負担金（資本的収入）の増 745千円
	企業債	△ 39,400	管渠事業費企業債の減 △ 38,400千円 ポンプ場事業費企業債の増 5,800千円 処理場事業費企業債の減 △ 26,300千円 流域下水道事業費企業債の増 19,500千円
	国庫補助金	10,625	管渠事業費交付金の増 16,021千円 ポンプ場事業費交付金の減 △ 1,600千円 処理場事業費交付金の減 △ 3,796千円
	工事補償金	△ 11,899	工事補償金の皆減 △ 11,899千円
	計	△ 31,910	
支 出	給与費	8,019	職員の変動およびその他の増 8,019千円
	消費税及び地方消費税納付税額	3,438	消費税及び地方消費税納付税額の増 3,438千円
	建設改良費	△ 38,406	管渠事業費の減 △ 32,709千円 ポンプ場事業費の増 4,189千円 処理場事業費の減 △ 29,415千円 流域下水道事業費の増 19,529千円
	計	△ 26,949	

(2) 収益的収入及び支出
収 入

科 目	既決額	補正額	計	備 考
下水道事業収益	8,035,892 ^{千円}	8,019 ^{千円}	8,043,911 ^{千円}	
営業収益	5,702,879	8,019	5,710,898	一般会計負担金を補正

支 出

科 目	既決額	補正額	計	備 考
下水道事業費用	6,933,054 ^{千円}	11,457 ^{千円}	6,944,511 ^{千円}	
営業費用	6,323,770	8,019	6,331,789	退職給付費を補正
営業外費用	601,283	3,438	604,721	納付税額を補正

当年度純損益 991,747千円

(3) 資本的収入及び支出
収 入

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資本的収入	3,341,633 ^{千円}	△ 39,929 ^{千円}	3,301,704 ^{千円}	
企業債	2,090,300	△ 39,400	2,050,900	企業債を補正
国庫補助金	230,400	10,625	241,025	国庫補助金を補正
他会計負担金	997,287	745	998,032	一般会計負担金を補正
工事補償金	11,899	△ 11,899	0	工事補償金を補正

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資本的支出	5,982,804 ^{千円}	△ 38,406 ^{千円}	5,944,398 ^{千円}	
建設改良費	1,842,332	△ 38,406	1,803,926	管渠事業費，ポンプ場事業費，処理場事業費および流域下水道事業費を補正

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,642,694千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,653千円、当年度分損益勘定留保資金1,366,939千円及び繰越利益剰余金処分額1,168,102千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額 △ 176,355千円

累積財源過不足額 1,969,473千円

(4) 企業債

補 正 前	補 正 後
限 度 額 <u>2,090,300千円</u>	限 度 額 <u>2,050,900千円</u>

(5) 業務の予定量
主要な建設改良事業

補 正 前	補 正 後
管渠事業 下水管渠 <u>3,616メートル</u>	管渠事業 下水管渠 <u>3,369メートル</u>

令和5(2023)年度函館市公共下水道事業会計予算(補正後)

(1) 収益的收入及び支出

収 入		支 出		備 考
下水道事業収益	千円 8,043,911	下水道事業費用	千円 6,944,511	内部留保資金(減価償却費等) 1,366,939千円
営業収益	5,710,898	営業費用	6,331,789	
営業外収益	2,333,013	営業外費用	604,721	
		特別損失	1	
		予備費	8,000	
		差 引	1,099,400	

当年度純損益 991,747千円

(2) 資本的收入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的收入	千円 3,301,704	資本的支出	千円 5,944,398	資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 2,642,694千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 107,653千円 当年度分損益勘定留保資金 1,366,939千円 繰越利益剰余金処分額 1,168,102千円 で補てんするものとする。
企業債	2,050,900	建設改良費	1,803,926	
国庫補助金	241,025	企業債償還金	4,129,292	
受益者負担金	3,450	長期貸付金	11,180	
他会計負担金	998,032			
長期貸付金 返 還 金	8,297			
差 引	△2,642,694			

当年度財源過不足額 △ 176,355千円

累積財源過不足額 1,969,473千円

【交通事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補正額	備 考
収	運 輸 収 益	69,341 ^{千円}	定期外旅客運賃の増 74,141千円 定期旅客運賃の減 △ 4,800千円
	消費税及び地方 消費税還付金	△ 6,302	消費税及び地方消費税還付金の減 △ 6,302千円
入	計	63,039	
支	給 与 費	△ 180	職員の変動およびその他の減 △ 180千円
	出 計	△ 180	

(2) 収益的収入及び支出
収 入

科 目	既決額	補正額	計	備 考
軌道事業収益	1,345,072 ^{千円}	63,039 ^{千円}	1,408,111 ^{千円}	
営業収益	906,037	69,341	975,378	定期外旅客運賃および定期旅客運賃を補正
営業外収益	439,035	△ 6,302	432,733	消費税及び地方消費税還付金を補正

支 出

科 目	既決額	補正額	計	備 考
軌道事業費用	1,558,107 ^{千円}	△ 180 ^{千円}	1,557,927 ^{千円}	
営業費用	1,548,086	△ 180	1,547,906	退職給付費を補正

当年度純損益 △ 198,369千円

(3) 資本的収入及び支出

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額182,731千円のうち131,596千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,553千円、過年度分損益勘定留保資金37,507千円及び当年度分損益勘定留保資金45,536千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額 △ 88,642千円

累積財源過不足額 △ 51,135千円

(4) 業務の予定量
年間総輸送人員

補正前	補正後
<u>4,746,370人</u>	<u>5,052,950人</u>

一日平均輸送人員

補正前	補正後
<u>12,968人</u>	<u>13,806人</u>

令和5(2023)年度函館市交通事業会計予算(補正後)

(1) 収益的收入及び支出

収 入		支 出		備 考
軌道事業収益	千円 1,408,111	軌道事業費用	千円 1,557,927	内部留保資金(減価償却費等) 243,905千円
営業収益	975,378	営業費用	1,547,906	
営業外収益	432,733	営業外費用	6,021	
		特別損失	1,000	
		予備費	3,000	
差 引	△ 149,816			

当年度純損益 △ 198,369千円

(2) 資本的收入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的收入	千円 585,761	資本的支出	千円 768,492	資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額182,731千円のうち131,596千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 48,553千円 過年度分損益勘定留保資金 37,507千円 当年度分損益勘定留保資金 45,536千円 で補てんするものとする。
企業債	529,900	建設改良費	589,969	
国庫補助金	43,403	企業債償還金	178,523	
他会計補助金	12,458			
差 引	△ 182,731			

当年度財源過不足額 △ 88,642千円

累積財源過不足額 △ 51,135千円

2 令和6（2024）年度予算概要

【水道事業会計】

(1) 業務の予定量

ア 水道給水栓数	127,937栓
イ 水道年間総配水量	32,047,000立方メートル
ウ 水道一日平均給水量	87,800立方メートル
エ 温泉一日供給量	3,431立方メートル
オ 年間販売電力量	1,424,743キロワット時

(2) 収益的収入及び支出

収	入	支	出	備	考
水道事業収益	4,878,826	水道事業費用	4,812,868	内部留保資金（減価償却費等）	
水道事業収益	4,498,584	水道事業費用	4,422,269		1,519,905千円
水道事業収益	87,504	水道事業費用	83,454		
水道事業収益	53,285	水道事業費用	33,151		
水道事業収益	239,453	水道事業費用	265,993		
水道事業収益		特別損失	1		
水道事業収益		予備費	8,000		
		差引	65,958		

当年度純損益 △ 96,995千円

(3) 資本的収入及び支出

収	入	支	出	備	考
資本的収入	1,654,741	資本的支出	3,381,974	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,727,233千円は、	
企業債	1,225,600	建設改良費	2,262,064	当年度分消費税及び地方消費税	
出資金	78,115	企業債償還金	1,119,910	資本的収支調整額	
国庫補助金	70,033			162,953千円	
他会計負担金	67,293			過年度分損益勘定留保資金	
工事補償金	213,700			706,921千円	
				当年度分損益勘定留保資金	
				857,359千円	
				で補てんするものとする。	
差引	△1,727,233				

当年度財源過不足額 △ 141,370千円

累積財源過不足額 3,101,752千円

(4) 令和6(2024)年度 水道事業

ア 赤川高区浄水場等更新整備事業

工 事 名	内 容
赤川高区浄水場プラント 設備更新整備等 〔令和元(2019)～22(2040)年度 債務負担行為 総 額 8,348,380千円〕	機械電気計装設備更新
事 業 費	124,092千円

イ 原水及び浄水施設事業

工 事 名	内 容
赤川高区浄水場整備	配水池改修設計業務委託
旭岡浄水場整備 〔令和5(2023)～6(2024)年度 継続事業 総 額 84,834千円〕	次亜注入機械電気計装設備更新
旭岡浄水場整備 〔令和6(2024)～7(2025)年度 継続事業 総 額 160,309千円〕	浄水場耐震診断業務委託
導水管整備	松倉川広域河川改修工事に伴う松倉系導水管移設工事
事 業 費	223,804千円

ウ 配水施設事業

番号	工 事 名	施 行 箇 所	管 径	延 長
1	千 歳 1 号	千歳町11～23	φ 150 ^{mm}	220 ^m
2	海 岸 1 号	海岸町6～7	φ 200	135
3	松 川 1 号	松川町34～36	φ 100	107
4	松 川 2 号	松川町33～37	φ 100	110
5	松 川 3 号	松川町20～22	φ 150	120
6	時 任 乃 木 1 号	時任町1 乃木町7 柏木町19	φ 600	420

番号	工 事 名	施 行 箇 所	管 径	延 長
7	湯川2丁目3丁目1号	湯川町2丁目4 湯川町3丁目9	φ150 ^{mm}	80 ^m
8	日吉1丁目1号	日吉町1丁目5 湯川町2丁目29	φ100	60
9	日吉1丁目2号	日吉町1丁目7	φ150	135
10	日吉4丁目1号	日吉町4丁目5	φ150	45
11	本通2丁目1号	本通2丁目21	φ100	184
12	本通2丁目2号	本通2丁目26	φ100	115
13	本通2丁目3号	本通2丁目29	φ100	215
14	本通3丁目1号	本通3丁目13~15	φ100	370
15	本通4丁目1号	本通4丁目4~8	φ100	215
16	鍛治1丁目1号	鍛治1丁目18~24	φ100	150
17	神山3丁目1号	神山1丁目22 神山3丁目5~6	φ100	276
18	神山3丁目2号	神山3丁目29~30	φ100	145
19	東山1丁目1号	東山1丁目20~23	φ100	150
20	桔梗2丁目1号	桔梗1丁目3~5	φ200	210
21	亀田港1号	亀田港町23~25, 36	φ200	250
計				3,712
	配水支管整備	本通2丁目22ほか3箇所	φ50	870
	その他配水管整備	銅山町12~上湯川町134ほか2箇所 (松倉川広域河川改修工事等に伴う補償工事)	φ800 ~φ100	160
	その他配水施設整備	予備減圧設備更新ほか		
事業費		(総延長 4,742m)		1,258,362千円

エ 東部地区水道施設事業

工 事 名	内 容
戸井地区水道施設整備	配水管更新 φ100mm 30m
恵山地区水道施設整備	配水管更新 φ50mm 670mほか

工 事 名	内 容
南茅部地区水道施設整備	尾札部川取水施設建設工事ほか
南茅部地区水道施設整備 〔令和6(2024)～7(2025)年度 継続事業 総 額 135,751千円〕	尾札部川取水施設電気計装設備工事
南茅部地区水道施設整備 〔令和6(2024)～7(2025)年度 継続事業 総 額 78,629千円〕	尾札部川取水施設機械設備整備工事
事 業 費	316,159千円

才 消火栓事業

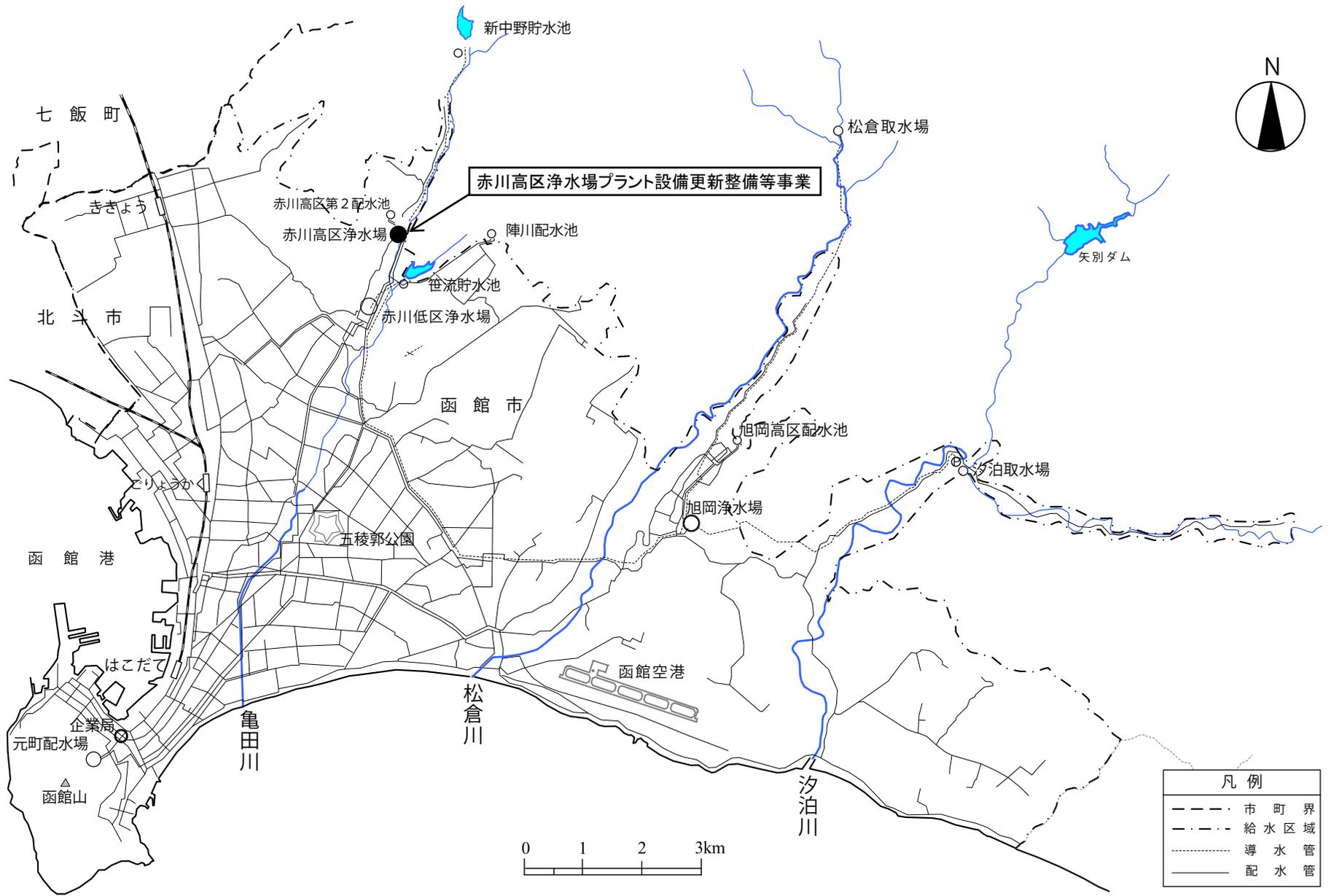
工 事 名	内 容
消 火 栓 設 置	地上式消火栓 φ150mm 12基
事 業 費	20,765千円

(5) 令和6(2024)年度 温泉事業

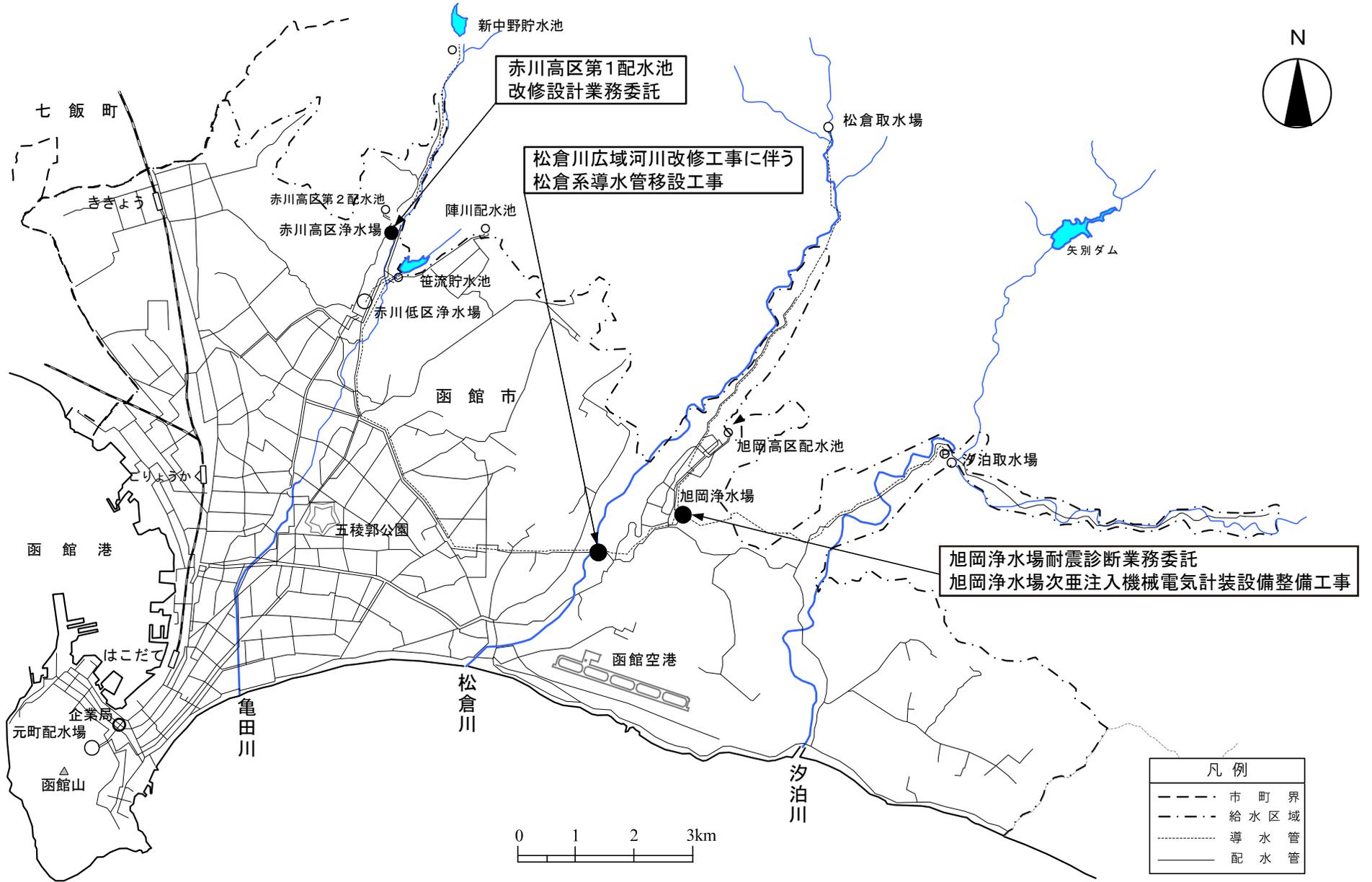
ア 温泉供給設備事業

工 事 名	内 容
温 泉 供 給 管 布 設 替	供給本管更新 φ200mm 158m
揚 湯 設 備 更 新	揚湯設備更新(湯川1丁目2号, 湯川3丁目3号)
供 給 設 備 更 新	供給設備更新(湯川1丁目2号, 湯川3丁目2号)
薬 品 注 入 設 備 更 新	薬品注入設備更新(湯川1丁目)
警 報 通 報 設 備 更 新	警報通報設備更新(湯川1丁目, 湯川3丁目)
記 録 計 更 新	記録計更新(湯川1丁目, 湯川3丁目)
事 業 費	49,830千円

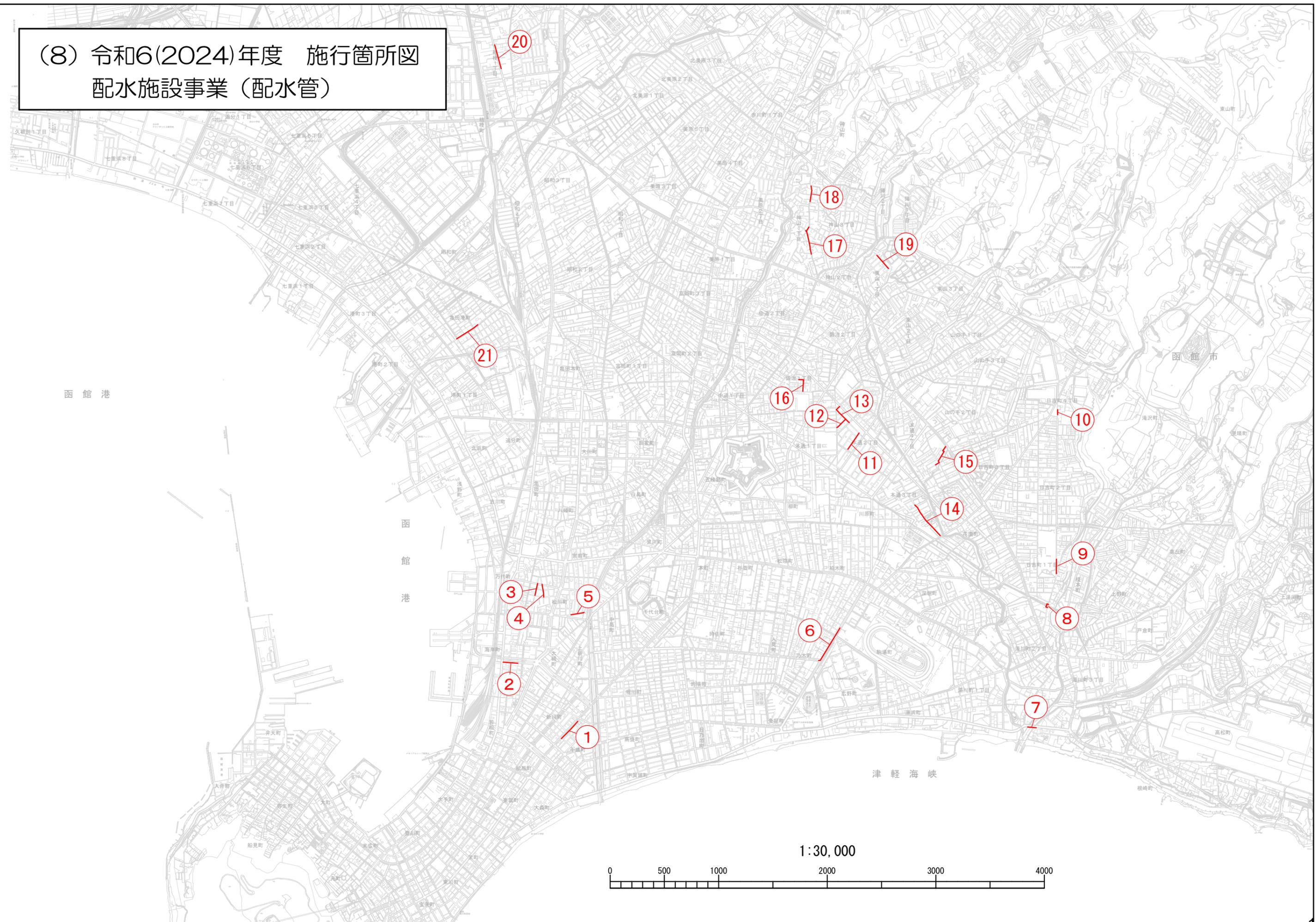
(6)令和6(2024)年度 赤川高区浄水場等更新整備事業施行箇所図



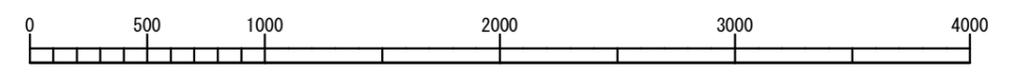
(7)令和6(2024)年度 原水及び浄水施設事業施行箇所図



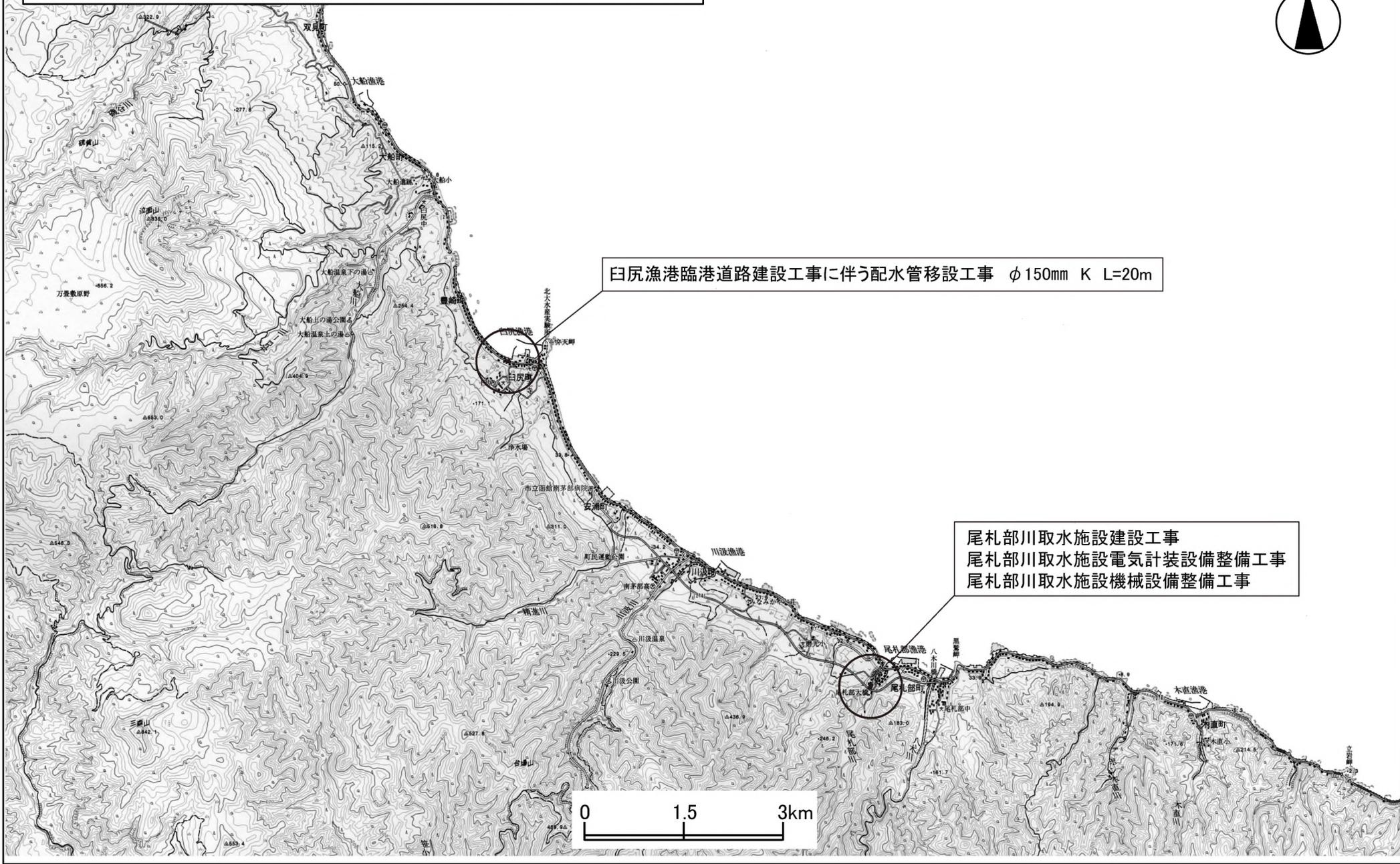
(8) 令和6(2024)年度 施行箇所図
配水施設事業 (配水管)



1:30,000

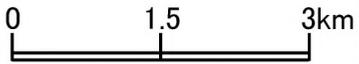


(11)令和6(2024)年度 東部地区水道施設事業(南茅部地区)施行箇所図



白尻漁港臨港道路建設工事に伴う配水管移設工事 $\phi 150\text{mm}$ K L=20m

尾札部川取水施設建設工事
尾札部川取水施設電気計装設備整備工事
尾札部川取水施設機械設備整備工事



(12) 令和6(2024)年度 温泉供給設備事業施行箇所図



【公共下水道事業会計】

(1) 業務の予定量

ア 排水戸数	115,877戸
イ 年間総排水量	25,477,000立方メートル
ウ 一日平均排水量	69,800立方メートル

(2) 収益的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
下水道事業収益	千円 8,037,497	下水道事業費用	千円 6,897,083	内部留保資金（減価償却費等） 1,358,968千円
営業収益	5,685,484	営業費用	6,311,268	
営業外収益	2,352,013	営業外費用	577,814	
		特別損失	1	
		予備費	8,000	
		差 引	1,140,414	

当年度純損益 1,048,284千円

(3) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 3,275,349	資本的支出	千円 5,897,890	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,622,541千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 92,130千円 当年度分損益勘定留保資金 1,358,968千円 繰越利益剰余金処分額 1,171,443千円 で補てんするものとする。
企業債	1,629,800	建設改良費	1,912,085	
国庫補助金	426,200	企業債償還金	3,974,625	
受益者負担金	2,391	長期貸付金	11,180	
他会計負担金	1,195,497			
工事補償金	12,318			
長期貸付金 返 還 金	9,143			
差 引	△2,622,541			

当年度財源過不足額 △ 123,159千円

累積財源過不足額 1,846,314千円

(4) 令和6(2024)年度 管渠事業

番号	工 事 名	施 行 箇 所	管 径	延 長	備 考
1	大 手 I 地 区	末広町1 元町28 大手町3, 10	mm φ 300	m 285	合流
2	谷 地 頭 地 区	大森町33	φ 450	35	汚水
3	北 部 第 6 排 水 区	吉川町4	φ 300	46	雨水
4	北 部 第 7 - 1 排 水 区	北浜町1, 6 追分町2, 6	φ 1, 500	130	雨水
5	港 第 1 ・ 2 排 水 区	港町1丁目16, 18, 32	φ 500 ～ φ 350	206	雨水
6	金 堀 地 区	時任町25, 26, 29, 30 本町29, 30 松陰町1 人見町10～13 金堀町4, 5	φ 1, 800 ～ φ 250	806	合流
7	五 稜 郭 地 区	五稜郭町9, 10 松陰町7, 8	φ 600 ～ φ 450	176	合流
8	湯 川 第 1 排 水 区	湯川町2丁目9, 10	φ 350	30	雨水
9	戸 倉 第 2 排 水 区	高丘町9, 10	φ 1, 200 ～ φ 500	96	雨水
10	戸 倉 地 区	高丘町10	φ 200	20	汚水
11	桔 梗 地 区	石川町232, 234	φ 200	300	汚水
12	昭 和 第 1 排 水 区	昭和町74	φ 1, 350	88	雨水
	公 共 枿 新 設	汚水枿設置 206基			
事 業 費		(管渠延長 2, 218m)		1, 119, 866千円	

(5) 令和6(2024)年度 ポンプ場事業

工 事 名	内 容
ポンプ場ほか遠方監視制御設備 〔令和6(2024)～7(2025)年度 継続事業 総 額 484, 501千円〕	監視制御設備更新
住吉ポンプ場雨水ポンプ設備	雨水ポンプ更新
事 業 費	197, 171千円

(6) 令和6(2024)年度 処理場事業

工 事 名	内 容
汚水処理施設電気計装設備 〔令和6(2024)～8(2026)年度 継続事業 総 額 1,027,977千円〕	監視制御設備更新ほか
汚水処理施設処理棟屋上防水	屋上防水更新ほか
事 業 費	483,234千円

(7) 令和6(2024)年度 特定環境事業

工 事 名	内 容
公 共 枿 新 設	汚水枿設置 3基
事 業 費	1,000千円

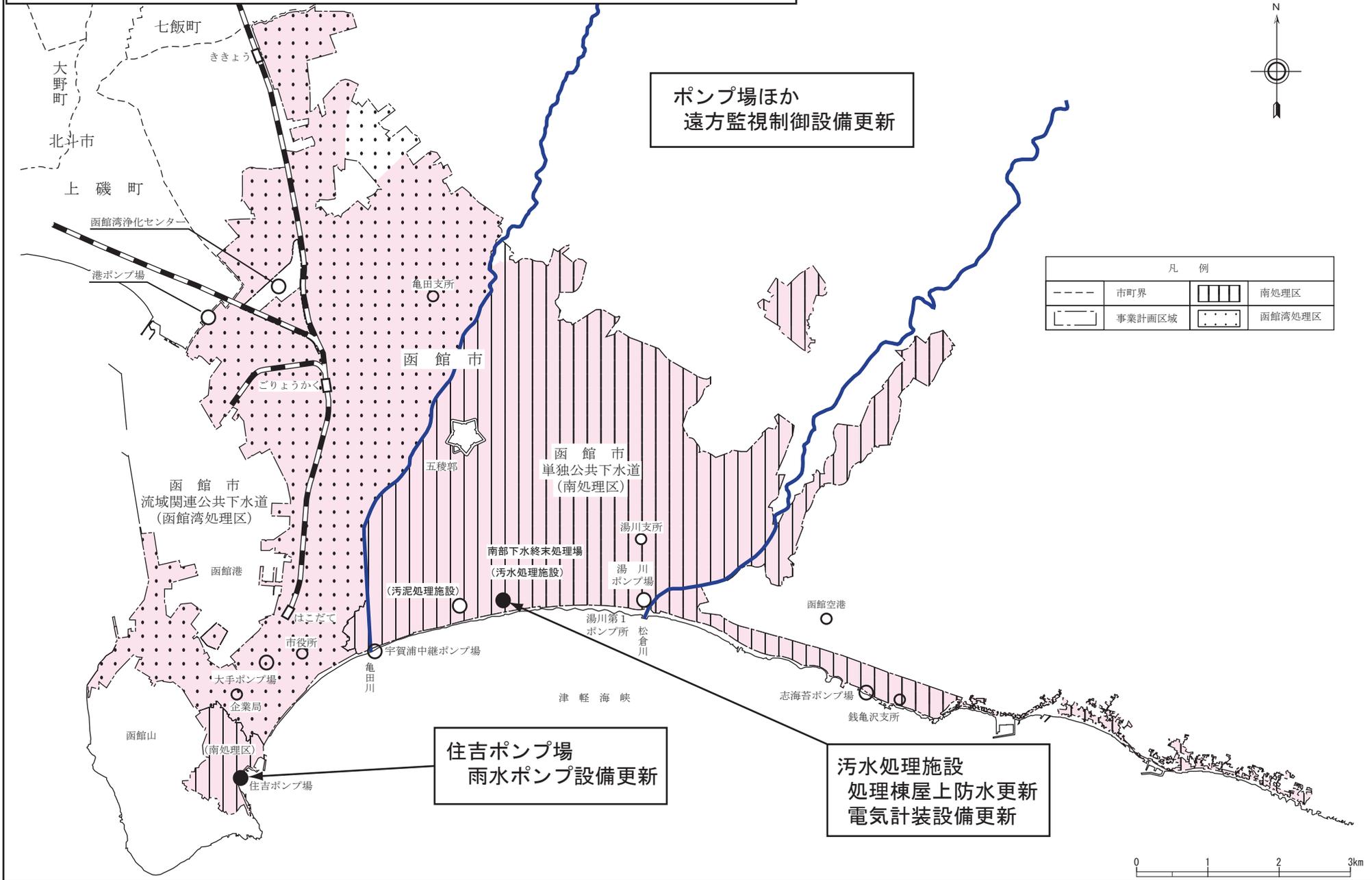
(8) 令和6(2024)年度 流域下水道事業

事 業 名	内 容
函館湾流域下水道事業費負担金	事業費659,250千円のうち函館市負担分 (事業主体：北海道) 函館湾浄化センター 汚水処理施設 自家発電設備更新ほか 汚泥処理施設 消化槽加温棟新設ほか
事 業 費	88,392千円

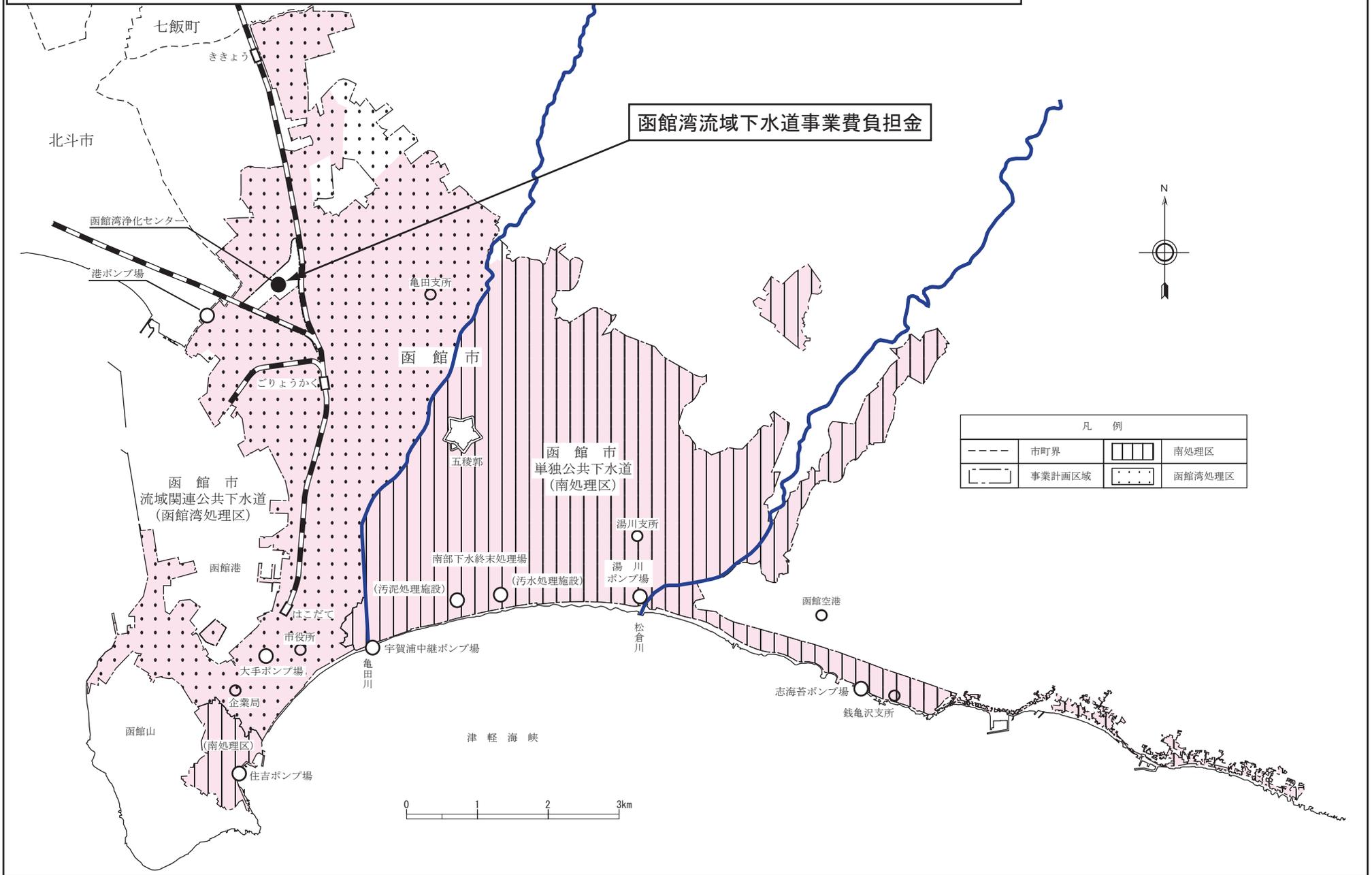
(9) 令和6(2024)年度 管渠事業施行箇所図



(10) 令和6(2024)年度 ポンプ場・処理場事業施行箇所図



(11) 令和6(2024)年度 流域下水道事業(函館湾浄化センター) 施行箇所図



【交通事業会計】

(1) 業務の予定量

ア 車両数	32両
イ 年間走行キロメートル	812,982キロメートル
ウ 年間総輸送人員	5,179,702人
エ 一日平均輸送人員	14,191人

(2) 収益的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
軌道事業収益	1,471,614 ^{千円}	軌道事業費用	1,646,590 ^{千円}	内部留保資金（減価償却費等） 325,924千円
営業収益	1,003,359	営業費用	1,620,066	
営業外収益	468,255	営業外費用	23,523	
		特別損失	1	
		予備費	3,000	
差 引	△ 174,976			

当年度純損益 △ 210,414千円

(3) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	541,280 ^{千円}	資本的支出	749,788 ^{千円}	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,508千円のうち150,948千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,438千円 当年度分損益勘定留保資金 115,510千円 で補てんするものとする。
企業債	385,100	建設改良費	545,996	
国庫補助金	89,245	企業債償還金	203,792	
他会計補助金	66,935			
差 引	△ 208,508			

当年度財源過不足額 △ 57,560千円

累積財源過不足額 △ 108,695千円

(4) 令和6(2024)年度 軌道費

工 事 名	内 容
軌 道 改 良	深堀町～駒場車庫前間軌道改良 163.2m 堀川町～千代台間軌道舗装改良 130.0m 千代台～中央病院前間軌道舗装改良 143.3m
安 全 地 帯 改 良	十字街電停安全地帯改良 1式
事 業 費	371,151千円

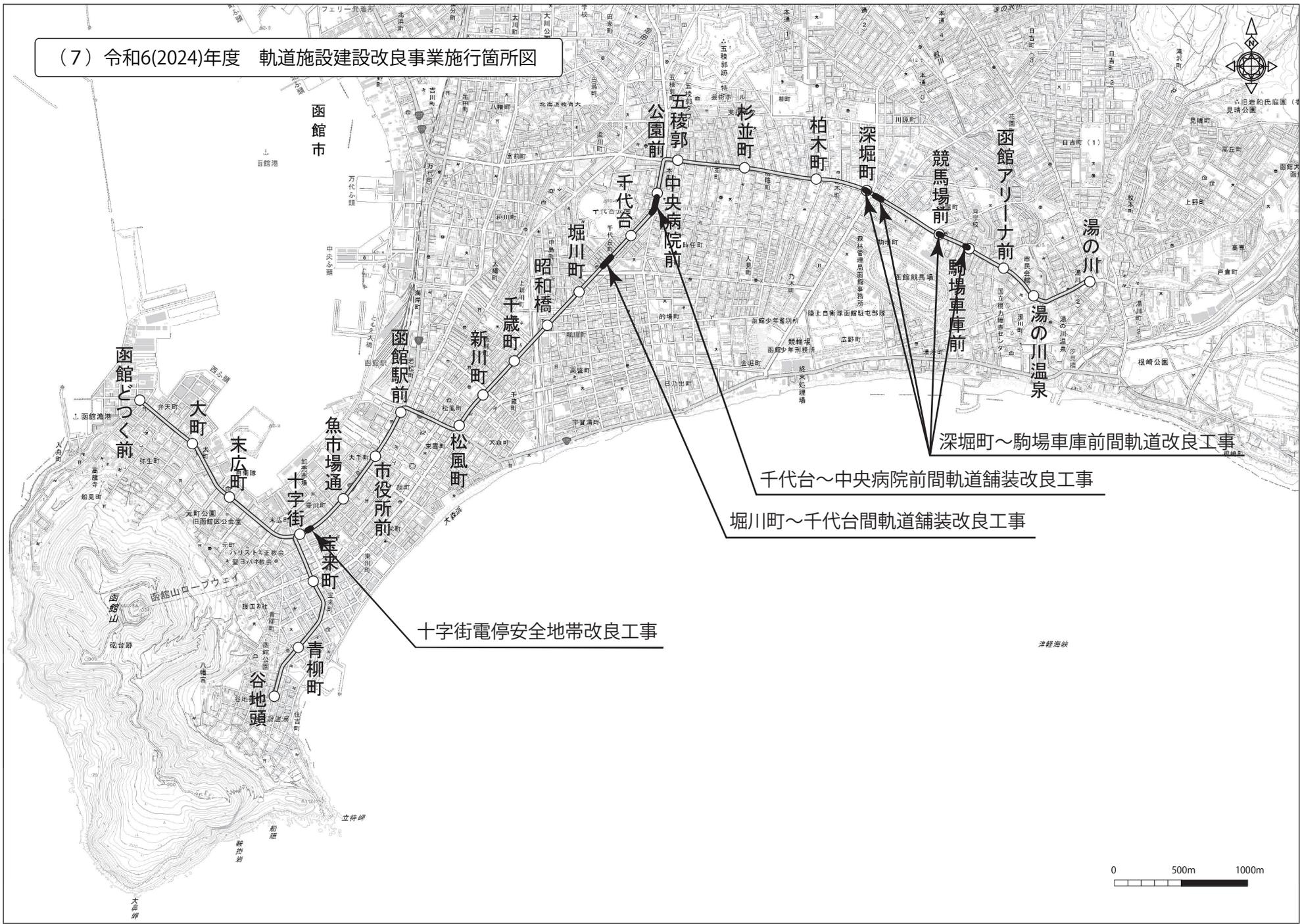
(5) 令和6(2024)年度 電路費

工 事 名	内 容
電 車 架 線 改 良	十字街電線共同溝建設負担金
事 業 費	167千円

(6) 令和6(2024)年度 車両費

工 事 名	内 容
車 体 改 良	車体改良 1両 VVVF制御装置更新 1両 暖房装置更新 1両 料金箱改良 1式
事 業 費	170,462千円

(7) 令和6(2024)年度 軌道施設建設改良事業施行箇所図



3 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子（企業局所管分）

(1) 改正理由

地方自治法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

ア 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正（第1条関係）

総務部所管のため略

イ 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

函館市公営企業の設置等に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第10条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により，公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第10条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により，公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

4 函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

水道法の一部改正に伴う規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

函館市水道事業給水条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反等に対する措置)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が前項の基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第40条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第6条の規定による承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去をした者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反等に対する措置)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が前項の基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第40条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第6条の規定による承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去をした者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>